

有価証券上場規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(新規上場申請手続)	(新規上場申請手続)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 <u>ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</u>	2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（当該新規上場申請者が内国会社（社会資本整備市場への上場を申請する者を除く。）である場合には、取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者又は同条第4項に規定するIPO取引参加者をいい、社会資本整備市場への上場を申請する内国会社又は外国会社である場合には、現物取引参加者をいう。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した次のa及びbに掲げる書類	(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（当該新規上場申請者が内国会社（社会資本整備市場への上場を申請する者を除く。）である場合には、取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者又は同条第4項に規定するIPO取引参加者をいい、社会資本整備市場への上場を申請する内国会社又は外国会社である場合には、現物取引参加者をいう。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した <u>本所所定の推薦書</u>
a <u>本所所定の「推薦書」</u>	(新設)
b <u>本所所定の「確認書」</u>	(新設)
(7)～(10) (略)	(7)～(10) (略)
3～13 (略)	3～13 (略)
(市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等)	(市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等)
第13条 (略)	第13条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 <u>上場株券の発行者が、第1項の規定に基づく申請をするときは、前項に規定する書類のうち本所が定める財務計算に関するものについて、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。</u>	(新設)
5～7 (略)	4～6 (略)
8 第1項から第4項まで及び前項の規定にかかるわらず、本所が適当と認める場合には、別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」により、上場株券又は上場申請に係る株券を市場第一部銘柄に指定で	7 第1項から第3項まで及び前項の規定にかかるわらず、本所が適当と認める場合には、別添「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」により、上場株券又は上場申請に係る株券を市場第一部銘柄に指定で

きるものとする。

きるものとする。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

J A S D A Qにおける有価証券上場規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(新規上場申請手続)	(新規上場申請手続)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 <u>ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</u>	2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（当該新規上場申請者が内国会社である場合には、取引参加者規程第2条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいい、外国会社である場合には、ジャスダック取引参加者をいう。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した <u>次のa及びbに掲げる書類</u>	(6) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（当該新規上場申請者が内国会社である場合には、取引参加者規程第2条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいい、外国会社である場合には、ジャスダック取引参加者をいう。）（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した <u>本所所定の推薦書</u>
a <u>本所所定の「推薦書」</u>	(新設)
b <u>本所所定の「確認書」</u>	(新設)
(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)
3～14 (略)	3～14 (略)
(スタンダード上場審査基準)	(スタンダード上場審査基準)
第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。	第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<u>(5)の2 上場会社監査事務所による監査</u>	(新設)
<u>「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。</u>	

(6)～(10) (略)

2 (略)

(6)～(10) (略)

2 (略)

## 付 則

- 1 この規程は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第8条第5号の2の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。ただし、施行日以前から法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けている新規上場申請者が、次の各号に掲げる財務諸表等について当該監査、中間監査又は四半期レビューを受けている場合にはこの限りでない。
  - (1) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した事業年度及び連結会計年度の財務諸表等
  - (2) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した中間会計期間及び中間連結会計期間の中間財務諸表等
  - (3) 施行日以前又は施行日から1年以内に開始した事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等

株券上場審査基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場審査基準)	(上場審査基準)
第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで、 <u>第8号及び第9号から第13号まで</u> 、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。	第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで <u>及び第8号から第13号まで</u> 、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
<u>(8)の2 上場会社監査事務所による監査</u> <u>最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。</u>	<u>(新設)</u>
(9)～(13) (略)	(9)～(13) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
付 則	
1 この基準は、平成23年3月31日から施行する。	
2 改正後の第4条第8号の2の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。ただし、施行日以前から法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けている新規上場申請者が、次の各号に掲げる財務諸表等について当該監査、中間監査又は四半期レビューを受けている場合にはこの限りでない。	
(1) 施行日以前又は施行日から2年以内に開始し	

た事業年度及び連結会計年度の財務諸表等

- (2) 施行日以前又は施行日から 2 年以内に開始した中間会計期間及び中間連結会計期間の中間財務諸表等
- (3) 施行日以前又は施行日から 2 年以内に開始した事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)	(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。</u>	<u>(新設)</u>
(1) <u>本所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（本所が、本所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。）</u>	
(2) <u>国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場有価証券の発行者に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合</u>	
(決定事項等に係る通知及び書類の提出)	(決定事項等に係る通知及び書類の提出)
第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。 <u>ただし、上場会社が第2条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。</u>	第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。
(1)～(12) (略)	(1)～(12) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
(削る)	(準用規定)
	<u>第15条の2 第3条第1項の規定は、本所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合に準用する。</u>

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

企業行動規範に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u></p> <p><u>第12条の3 上場内国会社は、上場会社監査事務所</u> <u>(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録</u> <u>制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録され</u> <u>ている監査事務所をいう。) (日本公認会計士協会</u> <u>の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事</u> <u>務所名簿に登録されている監査事務所を含む。) の</u> <u>監査を受けるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第20条 削除</u></p>	<p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u></p> <p><u>第20条 上場内国会社は、日本公認会計士協会による</u> <u>上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監</u> <u>査事務所名簿又は準登録事務所名簿に記載されて</u> <u>いる公認会計士等の監査を受けるよう努めるもの</u> <u>とする。</u></p>

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(書類の提出等)</p> <p>第10条の3 上場外国投資法人は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。<u>ただし、上場外国投資法人が第10条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(書類の提出等)</p> <p>第10条の3 上場外国投資法人は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この特例は、平成23年3月31日から施行する。</p>	

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第12条 上場投資法人が次の各号に定める場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。<u>ただし、上場投資法人が第10条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第12条 上場投資法人が次の各号に定める場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この特例は、平成23年3月31日から施行する。</p>	

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第7条 上場ETFに係る管理会社等は、次の各号に掲げる場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。<u>ただし、上場ETFに係る管理会社等が前条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第7条 上場ETFに係る管理会社等は、次の各号に掲げる場合に該当した場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この特例は、平成23年3月31日から施行する。</p>	

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この特例において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。	2 この特例において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。
(1) 不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等の用語、 <u>様式</u> 及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。）	(1) 不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等の用語、 <u>様式</u> 及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。）
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)
(不動産投資信託証券に係る適時開示)	(不動産投資信託証券に係る適時開示)
第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 投資証券	(3) 投資証券
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次にいずれかに該当する場合（a及びcに掲げる事項にあっては、本所が定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	上場不動産投資信託証券の発行者等は、次にいずれかに該当する場合（a及びcに掲げる事項にあっては、本所が定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
(a)～(h) (略)	(a)～(h) (略)
(i) 第1号a (m)に掲げる事項	(i) 第1号a <u>の</u> (m)に掲げる事項
(j) (略)	(j) (略)
b～d (略)	b～d (略)

2～6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場不動産投資信託証券の発行者が第9条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

(有価証券上場規程の読み替え)

第15条 (略)

2 JASDAQへの上場申請を行う上場申請者又はJASDAQに上場する不動産投資信託証券に係るJQ有価証券上場規程第6条、第11条、第36条から第38条まで、第40条から第42条まで、第44条から第46条まで及び第56条の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第11条第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する第11条第1項」と、「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と、同第11条中「株券の上場申請を行おうとする者(第15条の規定の適用を受ける者を除く。)」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)」と、「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の

2～6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

(有価証券上場規程の読み替え)

第15条 (略)

2 JASDAQへの上場申請を行う上場申請者又はJASDAQに上場する不動産投資信託証券に係るJQ有価証券上場規程第6条、第11条、第36条から第38条まで、第40条から第42条まで、第44条、第45条、第46条及び第56条の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第11条第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する第11条第1項」と、「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と、同第11条中「株券の上場申請を行おうとする者(第15条の規定の適用を受ける者を除く。)」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)」と、「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の

日以後」と、「第8条又は第9条及び第10条」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第1項に規定する基準」と、「第4条第10項の規定は、前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第3条第6項の規定は、同特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する前項の審査」と、「予備申請を行う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者である者」と、同第36条から第38条まで、同第40条から第42条まで、同第44条及び第45条中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者等」と、同第46条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とあるのは「新規上場申請者」とあるのは「不動産投資信託証券の上場を申請した者」と、「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

#### 付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

日以後」と、「第8条又は第9条及び第10条」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第1項に規定する基準」と、「第4条第10項の規定は、前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第3条第6項の規定は、同特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する前項の審査」と、「予備申請を行う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者である者」と、同第36条から第38条まで、同第40条から第42条まで、同第44条及び第45条中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者等」と、同第46条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、同第56条中「新規上場申請者」とあるのは「不動産投資信託証券の上場を申請した者」と、「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

本所が発行する有価証券に関する有価証券上場規程、業務規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(会社情報の適時開示等)</p> <p>第6条 上場有価証券の発行者である本所が行う適時開示については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（<u>第2条の4</u>、第3条から第3条の3まで、第7条の2、第8条第2項及び第13条から<u>第15条</u>までを除く。），企業行動規範に関する規則に準じて取り扱うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会社情報の適時開示等)</p> <p>第6条 上場有価証券の発行者である本所が行う適時開示については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（<u>第2条の2</u>、第3条から第3条の3まで、第7条の2、第8条第2項及び第13条から<u>第15条の2</u>までを除く。），企業行動規範に関する規則に準じて取り扱うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この特例は、平成23年3月31日から施行する。</p>	

有価証券上場規程に関する取扱要領の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>16 第13条（市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 <u>第4項に規定する「本所が定める財務計算に関するもの」とは、前(1)eに掲げる書類をいい、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書その他の合理的と認められる手続きに基づく結合財務情報に対する意見表明のための報告書を添付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>第6項に規定する市場第一部銘柄である上場株券の市場第二部銘柄への指定替えの申請があった銘柄については、本所が当該銘柄の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを決定した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。</u></p>	<p>16 第13条（市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>第5項に規定する市場第一部銘柄である上場株券の市場第二部銘柄への指定替えの申請があった銘柄については、本所が当該銘柄の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを決定した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。</u></p>

JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
49 第52条（上場廃止日の取扱い）関係 第52条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。 (1) (略) (2) 第47条第1項第8号のうち、43(8) b (a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄  合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日 (3) (略) (4) 第47条第1項第16号のうち、43(14) a又はbの規定に該当する銘柄  株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日 (5) 第47条第1項第19号の規定に該当する銘柄  株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日 (6)～(8) (略)	49 第52条（上場廃止日の取扱い）関係 第52条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。 (1) (略) (2) 第47条第1項第8号のうち、43(8) b (a)又は(b) <u>（合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は第15条第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）</u> に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄 合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日 (3) (略) (4) 第47条第1項第16号のうち、43(14) a又はb <u>（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は第15条第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）</u> の規定に該当する銘柄 株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日 (5) 第47条第1項第19号のうち、43(16) aの規定に該当する銘柄 株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日 (6)～(8) (略)

付 則

この取扱要領は、平成23年3月31日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新・旧規定対照表  
(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>1 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号dに掲げる事実</p> <p>(a) 訴えが提起された場合</p> <p><u>次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。</u></p> <p>イ <u>訴訟の目的の価額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>ロ <u>取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項</u></p> <p>(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前(a)イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに</p>	<p>1 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号dに掲げる事実</p> <p>(a) 訴えが提起された場合</p> <p><u>訴訟の目的の価額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完</p>

完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。  
イ～ニ (略)  
ホ 取引規制府令第50条第3号口に掲げる事項  
c～i (略)  
(2)の2～(5) (略)

## 2 第2条（会社情報の開示）第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。ただし、第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～1 (略)  
m 第1号qに掲げる事項  
当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。  
(2) (略)

## 5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)  
(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからoまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからoまでに定めるところにより行うものとする。

a～dの2 (略)  
dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a), (b), (d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧

結した場合であって、次のいずれにも該当すること。  
イ～ニ (略)  
ホ 取引規制府令第50条第3号イ又は口に掲げる事項  
c～i (略)  
(2)の2～(5) (略)

## 2 第2条（会社情報の開示）第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。ただし、第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～1 (略)  
m 第1号qに掲げる事項  
当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。  
(2) (略)

## 5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)・(2) (略)  
(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからoまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからoまでに定めるところにより行うものとする。

a～dの2 (略)  
dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a), (b), (d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧

に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c)～(f) (略)

#### dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b)～(d) (略)

#### e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a), (b), (d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c)～(f) (略)

#### eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとす

に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c)～(f) (略)

#### dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(b)～(d) (略)

#### e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a), (b), (d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c)～(f) (略)

#### eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとす

る。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c)～(g) (略)

eの3～o (略)

(4)～(8) (略)

## 9 第8条（新株予約権の行使の通知等）関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 上場株式数等報告書

(a) 上場会社（本所が適当と認める上場外国会社を除く。）の場合（月間報告）

翌月初

(b) 上場外国会社（本所が適当と認める上場会社に限る。）の場合（年間報告）

事業年度開始後遅滞なく

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、上場優先株等又は上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の発行総額の10%以上となった場合

る。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c)～(g) (略)

eの3～o (略)

(4)～(8) (略)

## 9 第8条（新株予約権の行使の通知等）関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

(a) 上場会社（上場外国会社を除く。）の場合（月間報告）

翌月初

(b) 上場外国会社の場合（年間報告）

事業年度開始後遅滞なく

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の10%以上、新株予約権付社債券等各銘柄については社債の未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債券等各銘柄について、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上とな

	その都度遅滞なく 直ちに	その都度遅滞なく 直ちに
(b) 上場新株予約権付社債等の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は他の種類の株式への転換が行われる上場株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合		
(c) (略)		
(2) 第8条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。		
a (略)		
b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）		
(a) (略)		
(b) 各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて行使が行われた場合	直ちに	直ちに

## 付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13)完全子会社化</p> <p>第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。</p> <p>a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいづれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日</p> <p>(a) 本所の上場株券（JASDAQに上場している株券を含む。）又は上場外国株預託証券等</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(14)～(16) (略)</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13)完全子会社化</p> <p>第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。</p> <p>a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいづれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日</p> <p>(a) 本所の上場株券（JASDAQに上場している株券を含む。<u>以下この(13)において同じ。</u>）又は上場外国株預託証券等</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(14)～(16) (略)</p>
<p>4 第4条（上場廃止日の取扱い）関係</p> <p>第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条第1項第8号のうち、1(8)b(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄</p> <p>合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p>	<p>4 第4条（上場廃止日の取扱い）関係</p> <p>第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条第1項第8号のうち、1(8)b(a)又は(b) <u>（合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）</u>に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄</p> <p>合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p>

- (4) (略)
- (5) 第2条第1項第15号のうち、1(13)a又はbの規定に該当する銘柄
- 株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (6) 第2条第1項第18号の規定に該当する銘柄
- 株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (7)～(9) (略)

- (4) (略)
- (5) 第2条第1項第15号のうち、1(13)a又はb  
（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）の規定に該当する銘柄
- 株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (6) 第2条第1項第18号のうち、1(15)aの規定に該当する銘柄
- 株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (7)～(9) (略)

## 付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

社会資本整備市場上場廃止基準の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
5 第4条（上場廃止日の取扱い）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(11)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(11)までに定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第1項第9号のうち、1(9)b(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄	5 第4条（上場廃止日の取扱い）関係 第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(11)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(11)までに定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第1項第9号のうち、1(9)b(a)又は(b) <u>（合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）</u> に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄 <u>に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄</u>
合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日 (4) 第2条第1項第16号のうち、1(14)a又はbの規定に該当する銘柄	合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日 (4) 第2条第1項第16号のうち、1(14)a又はb <u>（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）</u> の規定に該当する銘柄 <u>の規定に該当する銘柄</u>
株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日 (4)の2 第2条第1項第19号の規定に該当する銘柄 <u>株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</u>	株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日 (新設)

(5)～(11) (略)

(5)～(11) (略)

付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>11 第14条（上場廃止日の取扱い）関係</p> <p>第14条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(6)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(6)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第13条第1項第5号のうち、他の投資法人と合併し解散する場合に該当する投資証券</p> <p>原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。</p>	<p>11 第14条（上場廃止日の取扱い）関係</p> <p>第14条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(6)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(6)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第13条第1項第5号のうち、他の投資法人と合併し解散する場合 <u>(合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、第5条第2項の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。)</u> に該当する投資証券</p> <p>原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前休業日を除外する。)の日</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱いの一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>9 上場廃止日の取扱い (不動産投信特例第13条) 関係</p> <p>第13条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第12条第1項第3号aの(a)のうち、他の投資法人と合併し解散する場合に該当する上場投資証券</p> <p>合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。</p>	<p>9 上場廃止日の取扱い (不動産投信特例第13条) 関係</p> <p>第13条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第12条第1項第3号aの(a)のうち、他の投資法人と合併し解散する場合 <u>（合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、第4条第2項の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。）</u> に該当する上場投資証券</p> <p>合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(新規上場申請銘柄に係る上場審査基準に関する事項)	(新規上場申請銘柄に係る上場審査基準に関する事項)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 カバードワラント特例第6条第2号b(a)に規定する「権利行使日」とは、権利行使日繰上げ価格が設定されているカバードワラントにあっては、上場時の当初設定日をいう。</u>	<u>3 カバードワラント特例第6条第2号b(d)及び(f)に規定する「償還金」とは、カバードワラント保有者が、権利行使価格と最終参考価格(新規上場申請者が事前に定める方法により算出された決済価格をいい、小数点以下2桁までとする。以下同じ。)との差額として受領する金銭をいうものとする。ただし、<u>同特例第15条第1号以外の事由による上場廃止により当初の売買期間の末日を変更する場合は、新規上場申請者がその都度定める計算方法に基づいて算出されるものとする。</u></u>
<u>4 カバードワラント特例第6条第2号b(d)及び(f)に規定する「償還金」とは、カバードワラント保有者が、権利行使価格と最終参考価格(新規上場申請者が事前に定める方法により算出された決済価格をいい、小数点以下2桁までとする。ただし、<u>対象指標が上場有価証券の価格であるカバードワラントについては、本所が特に定める場合を除き、カバードワラント特例第6条第2号b(a)に規定する売買期間の末日の終値を最終参考価格とすることはできないものとする。</u>以下同じ。)との差額として受領する金銭をいうものとする。ただし、<u>カバードワラント特例第15条第1号以外の事由による上場廃止により当初の売買期間の末日を変更する場合は、新規上場申請者がその都度定める計算方法に基づいて算出されるものとする。</u></u>	<u>3 カバードワラント特例第6条第2号b(d)及び(f)に規定する「償還金」とは、カバードワラント保有者が、権利行使価格と最終参考価格(新規上場申請者が事前に定める方法により算出された決済価格をいい、小数点以下2桁までとする。ただし、<u>対象指標が上場有価証券の価格であるカバードワラントについては、本所が特に定める場合を除き、カバードワラント特例第6条第2号b(a)に規定する売買期間の末日の終値を最終参考価格とすることはできないものとする。</u>以下同じ。)との差額として受領する金銭をいうものとする。ただし、<u>カバードワラント特例第15条第1号以外の事由による上場廃止により当初の売買期間の末日を変更する場合は、新規上場申請者がその都度定める計算方法に基づいて算出されるものとする。</u></u>
<u>5～7 (略)</u>	<u>4～6 (略)</u>
(上場カバードワラント発行者が行う適時開示に関する事項)	(上場カバードワラント発行者が行う適時開示に関する事項)
第8条 <u>カバードワラント特例第10条第1号1に規定する事項には、権利行使日繰上げ価格が設定されているカバードワラントにおける権利行使日の繰上げを決定した場合を含む。</u>	第8条 (新設)
<u>2 (略)</u>	<u>1 (略)</u>
(決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項)	(決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項)
第9条 (略)	第9条 (略)

2 (略)

3 カバードワラント特例第13条第1項第1号に規定する書類の提出は、同特例第10条第1項第1号1に係るカバードワラントの権利行使日の繰上げを決定した場合は、カバードワラントの権利行使日の繰上げを決定したことを記載する書類を作成後直ちに提出するものとする。

4～7 (略)

(上場廃止日の取扱いに関する事項)

第12条 上場カバードワラント特例第17条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) カバードワラント特例第15条第1号に該当することとなる銘柄

売買期間の末日の翌日とする（権利行使日繰上げに伴う売買期間の末日の繰上げが行われた場合は、速やかに上場を廃止する必要があるものとし、金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第72条第3項第4号の規定に基づく手続きを行う。）。

(2)～(8) (略)

2 (略)

2 (略)

(新設)

3～6 (略)

(上場廃止日の取扱いに関する事項)

第12条 上場カバードワラント特例第17条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) カバードワラント特例第15条第1号に該当することとなる銘柄

売買期間の末日の翌日

(2)～(8) (略)

2 (略)

## 付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。